様式第２号（第５条関係）

矢巾町移住支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

１　宣誓事項

(１)　移住支援事業に関する報告及び立入検査等について、岩手県及び矢巾町から求められた場合には、それに応じます。

(２)　以下の場合には、矢巾町移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等で、岩手県との協議の結果、やむを得ない事情があると町長が認めた場合はこの限りでありません。

ア　虚偽の内容を申請した場合：全額

イ　補助金の申請日から３年未満に矢巾町から転出した場合：全額

ウ　補助金の申請日から１年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

オ　補助金の申請日から３年以上５年以内に矢巾町から転出した場合：半額

(３)　交付決定の取り消しの決定を受けた場合、町が指定する期日までに当該金額を返還します。

２　同意事項

(１)　上記１(２)の誓約事項が遵守されているか確認するために、矢巾町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

　(２)　岩手県及び矢巾町が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。また、矢巾町において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用することに同意します。

(３)　岩手県及び矢巾町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

　　　年　　月　　日

矢巾町長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

氏名